

令和7年10月22日

パブリック・コメント実施

条例改正について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するために、パブリック・コメントを実施します。

記

1. パブリック・コメント対象案件 ※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	福島市客引き行為等の防止に関する条例（改正案）	生活課

2. 意見の提出期間

令和7年10月22日（水）～令和7年11月21日（金）

3. 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所／生活課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4. 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5. 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6. その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 齋藤 主任 藤川
電話 024-563-7488（直通）

福島市客引き行為等の防止に関する条例（改正案） ～パブリック・コメント実施～

市民・文化スポーツ部

生活課

目指す姿	福島駅前繁華街での悪質な客引き行為等を規制し、市民等の生活の安全と平穏を図り、繁華街の健全な発展を目指します。
施行期日	令和8年6月1日（予定）
	1 主な条例改正の内容 (1) 規制対象の拡大 規制の対象業種を風俗業から全業種に拡大します。 (2) 行政指導規定の追加 客引き行為等を未然に防止するため、当該行為をする恐れがあると認められる場合は、市が「指導」することを可能とします。 2 条例改正における市の方針 規制対象を全業種に拡大しますが、規制の内容を風俗業とその他の業種で区分することにより、営業の自由を確保し、繁華街の健全な発展を目指します。 (1) 風俗業への対応 ①規制対象となる行為 ア 客引き（相手を特定して客となるように、人を誘う行為） イ 誘 引（不特定の者に呼びかけ、又はビラ等の配布や提示により客となるように、人を誘う行為） ウ 客待ち（上記ア、イをする目的のために相手を待つ行為） ②罰則規定 <u>刑事罰（警察対応） 拘禁刑又は罰金</u> ③市の対応 「指導」を行った後、警察への協力依頼と情報提供を行うとともに、規制に違反した者の氏名等を公表することにより対応します。 (2) その他の業種への対応 ①規制対象となる行為 ア 客引き イ 客待ち（客引きの目的のために相手を待つ行為） ②罰則規定 <u>行政罰（市対応） 過料</u> ③市の対応 客引き等を未然に防止するための「指導」、規定を違反した者に対する「勧告」、それでも違反行為を行う者に対して過料を科すこと及び氏名等を公表することにより対応します。
意見提出期間	令和7年10月22日 ～ 令和7年11月21日

担当 生活課 安全安心・避難者支援係
課長 八島 係長 菊地
電話 024-525-3787（直通）